

拠出制国民年金の保険料免除

10月中にこの制度を適用される皆さんから、被保険者資格取得届が提出されましたので、加入手続きを完了いたしました。そして来年4月から拠出がはじまるのですが、被保険者の中には無業者や失業者などのように所得がなく、保険料を納める余裕のない人もあれば、今は保険料を納めることができるが、年金制度が40年にもわたる長期の保険なので、ある時期には納めることができなくなるという人も出てきます。

そこで国民年金では保険料を納めることができないからといって、すぐにこんな人を拠出制度から除くことはしないで、むしろ保険料を納めることができないような低い所得の人たちこそ年金制度による保障が必要であるという、みかたをしています。そしてこのような人を拠出制度の対象からはすすに、被保険者の資格を与えておいて、保険料は納めなくてもよいこととし、反面年金給付について優遇して、できる限り拠出年金が受けられるようにしてあります。ところで保険料を納めなくてもよい場合には、二つの場合があります。すなわち法律で定めている事情に該当すれば届出をするだけで免除する場合(法定免除)と納めることができない事情を申請して免除する場合(申請免除)とです。

法定免除

1. 国民年金の障害年金又は母子福祉年金の受給権者であるとき。
2. 生活保護法による生活扶助又はライ予防法による生活援助を受けているとき。
3. 国立ライ療養所その他の施設で厚生省令で定めるものに収容されているとき。

以上のいづれかに該当するに到つたときは保険料免除理由該当届を役場を通じて県知事に届け出ればその期間の保険料は納めなくてもよいことになっております。

申請免除

1. 所得がないとき。
2. 被保険者又はその他の世帯員が生活保護法やライ予防法による教育扶助、住宅扶助、医療扶助、出産扶助、失業扶助、生業扶助又は葬祭扶助を受けているとき。
3. 地方税法に定める障害者又は寡婦であつて年間の所得が13万円以下であるとき。
4. その他保険料を納めることが著しく困難であると認められたとき。

以上のいづれかに該当する場合において、被保険者から免除の申請があれば町長の意見を基として県知事は被保険者の世帯の世帯全員の所得等を考慮し、個々について認定することになっております。

保険料納付困難の場合は下の方法で算定して決める

↓必要経費を除いた額
公式
$$\left\{ \frac{\text{所得額} - 25}{1,000} + \left(\frac{\text{固定資産評価額} - 200,000}{10,000} \times 1.4 \right) - \left(\frac{\text{医療費} - 5,000}{1,000} \times 1 \right) \right\} \times \text{指数}$$

= 数値 X 注 (世帯主が障害者や寡婦のときにのみ差引く数でありそれ以外の世帯主のときは差引かない)

数値 X	が………	130点未満	130点以上～160点未満	160点以上	世帯員数に応じて下表の数 を乗する								
		免 除	生活状況、身体状況その他 均衡を考慮して認定する	非 免 除									
世帯員数		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人
指 数		—	1,539	1,324	1,146	1,000	901	834	788	758	742	737	733

↓公式を判りやすくしてみたもの
所得額1,000円を一点として計上する
固定資産が200,000円を越える額1,000円を1.4点として計上する
一年以上の長期療養者あり年5,000円以上の療養費を支出しているとき5,000円を越えた額1,000円に対し1点を計上する
130点以下免除点数

- 独身者 ア 住込みの者で 前年分所得 24,000円(月収2,000円)以下のもの.....【免除】
24,000円以上のもの.....非免除
イ 通勤のもの 前年分所得 55,000円(月収約4,600円)以下のもの.....【免除】
55,000円~65,000円未満のもの.....認定免除
65,000円以上のもの.....非免除

例 1. 世帯主、妻、長男、次男、長女、次女の6人世帯で世帯全員の所得が157,000円で世帯主が障害者の場合、注(固定資産は200,000円以下の世帯)
$$\frac{157,000}{1,000} - 25 \times 0.901 = 118.9$$
.....130点以下のため【免除】

例 2. 上記世帯で世帯主が障害でないとき (-25)がないため点数があがる
$$157 \times 0.901 = 141.5$$
.....130点~160点の内なので認定によつて決まる

例 3. 世帯主、妻、長男、長女、の4人世帯で世帯全員の所得165,000円で固定資産が236,000円ある場合
$$\left\{ \frac{165,000}{1,000} + \left(\frac{236,000 - 200,000}{1,000} \times 1.4 \right) \right\} \times 1.146 = 195.5$$
.....160点以上で非免除

薬の正しい知識

病気をなおすのは薬だけではないといわれますが、しごとや生活のなかで、つまるところ、病気の原因を除いたり、おさえたり、變調をもとの状態にもどしたり、あるいは病気の原因や、本源に直接作用しなくても、病気を争つていけるからだのために側面から強力な援助を与えるものであつて、病気を治すのはからだ自体でありますから、ふだんから充分な栄養をとつたり、病気に對する抵抗力を増かすことが必要なのですが、やはり病気にかかつたときは、薬のたすけを借りた方がよいといふことはいうまでもありません。しかしこの場合、薬を使えば病気が必ず治ると考えることは適当ではありません。薬は食品

とつたり、病気に對する抵抗力を増かすことが必要なのですが、やはり病気にかかつたときは、薬のたすけを借りた方がよいといふことはいうまでもありません。しかしこの場合、薬を使えば病気が必ず治ると考えることは適当ではありません。薬は食品

とつたり、病気に對する抵抗力を増かすことが必要なのですが、やはり病気にかかつたときは、薬のたすけを借りた方がよいといふことはいうまでもありません。しかしこの場合、薬を使えば病気が必ず治ると考えることは適当ではありません。薬は食品

とつたり、病気に對する抵抗力を増かすことが必要なのですが、やはり病気にかかつたときは、薬のたすけを借りた方がよいといふことはいうまでもありません。しかしこの場合、薬を使えば病気が必ず治ると考えることは適当ではありません。薬は食品

1 薬は正味の薬局か医薬品販売業者から求めましょう。医師の処方箋か薬剤師に相談したうえで買いましょう。
2 薬の表示(レツテルや外箱)に注意しましょう。
3 定價より不当に安い薬は信用がおけません。
4 薬は買はせぬ、中味をみる習慣をつけましょう。
5 要は常識を働かせましょう。
6 大商人が薬草や珍らしい薬をならべて、どんなに親切にどんな確からしく説明をしようとしても、そんなことに興味を

持つてはいけません。絶対にうそであることは断定できません。そのためにはどうすればよいのかといふことはなかなか難しいことですが、次のことを守つていただきたいと思います。
1 薬は正味の薬局か医薬品販売業者から求めましょう。医師の処方箋か薬剤師に相談したうえで買いましょう。
2 薬の表示(レツテルや外箱)に注意しましょう。
3 定價より不当に安い薬は信用がおけません。
4 薬は買はせぬ、中味をみる習慣をつけましょう。
5 要は常識を働かせましょう。
6 大商人が薬草や珍らしい薬をならべて、どんなに親切にどんな確からしく説明をしようとしても、そんなことに興味を

持つてはいけません。絶対にうそであることは断定できません。そのためにはどうすればよいのかといふことはなかなか難しいことですが、次のことを守つていただきたいと思います。
1 薬は正味の薬局か医薬品販売業者から求めましょう。医師の処方箋か薬剤師に相談したうえで買いましょう。
2 薬の表示(レツテルや外箱)に注意しましょう。
3 定價より不当に安い薬は信用がおけません。
4 薬は買はせぬ、中味をみる習慣をつけましょう。
5 要は常識を働かせましょう。
6 大商人が薬草や珍らしい薬をならべて、どんなに親切にどんな確からしく説明をしようとしても、そんなことに興味を

冬・寒さ・火・火災

取り灰の後始末には特に注意

古い記録によつて、取り灰の不始末の恐ろしさをきもに命じよう。

その一
もみ灰をかまど付近にいたものが再燃して近くにあつたとき、着火し炎上して家人が農具に出た後、火がまわると見えた。家屋内人が発見した時には、家屋内にはいることが出来ず、何物も搬出することができず全焼、(居宅その他五〇坪全焼損害七〇万円)

その二
木小屋の東隅へ約一週間前に置いたモミガラ灰が再燃し、折からの南西の強風にまき散り、積み重ねてあつた枯松葉に着火し炎上、近接した堆肥舎、物置、畜舎、居宅を延焼(居宅その他六坪、損害五〇万円)

この二つの例は麻生町にあつた火災です。取り灰の不始末がどんなに恐ろしいかわかりかと思ひます。

冬・寒さ・火・火災の危険、火災のシーズンが、今年もやってくる。

そこで「火の用心」「火の用心」が叫ばれる。

十一月二十六日から十二月二日まで全国火災予防運動が行なわれる。

火を恐れよう。
火を大事にしよう。
いつも、火には注意するクセをつけよう。
三年からの当町で起つた火災原因は

子供の火遊び 六件
取灰の不始末 六件
を数えています。子供の火遊びは大供にばかり、せめを負わせる譯にもいきません。

「取灰の不始末」こそ過失ではすまされません。ひとかけらの炭火が、ひとにぎりの灰が長年月の財産を皆無に帰し、それこそ無一文の灰じんにしてしまふからです。時によつては尊い人命にも及ぶことがあ